# 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)田人風力発電 事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年4月24日経済産業省 商務流通保安グループ電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)田人風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

# (参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

・ 場 所 : 福島県いわき市田人町

・ 原動力の種類 : 風力 (陸上)

• 出 力 : 最大 2 1,600kW(3,000kW級×6基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 7月29日
住民等意見の概要受理	平成28年 9月29日
福島県知事意見受理	平成28年12月28日
環境大臣意見受理	平成29年 1月10日

問合せ先:電力安全課 長村、高須賀 電話03-3501-1742(直通) 03-3501-1511(代表) 4921(内線) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)田人風力発電 事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

#### 1. 総論

(1) 関係者との協議等を踏まえた事業計画の検討について

本準備書は、関係機関及び専門家等からの指導・助言並びに関係者との協議・ 調整を十分に踏まえて作成されておらず、環境保全措置の具体的な内容が明ら かになっていないなど事業計画の熟度が不十分であり、「本事業に伴う環境影響は小さい」とする事業者の評価が適切とは判断できない。

このため、評価書の取りまとめに当たっては、準備書手続きと並行して行った意見聴取の結果も踏まえて、必要な項目について関係機関及び専門家等からの指導・助言を得るとともに、対象事業実施区域内に存在する住居等の所有者・管理者をはじめとした関係者との協議・調整を行った上で、環境保全措置の具体的な内容及び詳細な事業計画を検討し、それを踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施すること。

# (2)事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

#### 2. 各論

# (1) 騒音に係る環境影響

対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念されるが、準備書では、対象事

業実施区域内に存在する住居等の所有者・管理者との協議・調整が未了である ことから、環境保全措置の具体的な内容について十分に検討されていない。

このため、当該住居等の所有者・管理者と十分に協議・調整を行った上で、 環境保全措置の具体的な内容を検討すること。

また、風力発電機の稼働に係る騒音の調査、予測及び評価については、振幅変調音、純音性成分ついても検討を加えて、その結果を環境影響評価書に具体的に記載すること。

#### (2) 地形の改変に係る環境影響

対象事業実施区域のほぼ全域が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく水源かん養保安林及びいわき市水道水源保護条例(平成 4 年いわき市条例第 3 号)に基づく水道水源保護地域に指定されていることから、土地の改変に伴う工事中の排水及び土砂流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、路線計画等を見直すとともに、切土量、盛土量の最小化を図るよう、風力発電設備及び工事用道路の設置に関する工事計画を見直し、可能な限り地形の改変を抑制すること。また、それを踏まえ、沈砂池の配置等及び排水機構等を十分に検討すること。

併せて、地下水への影響について、対象事業実施区域及びその周辺における 地下水及び湧水の利用状況の把握に努めるとともに、専門家等からの助言を踏 まえ策定する計画に基づき環境監視を実施すること。

## (3)動植物・生態系

① 対象事業実施区域及びその周辺は、現在自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息が確認されていることから、必要に応じ専門家等の助言を受けて環境保全措置を追加し、環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生活への影響を最大限低減すること。

なお、本事業計画においては、相当大規模な土地の形質の変更が予定されていることから、谷筋への濁水の流入や旧来の山稜が持っている水源涵養機能が大きく低下する可能性を否定できないため、河川等の水域や渓流近傍、湿地等に生息する動植物について、事後調査の実施を検討すること。

② 本事業計画では、山稜上の森林を相当大規模に伐開する計画となっていることから、予想される林縁効果について、具体的に事後調査の実施を含め検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。